

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月20日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「県（〇〇〇）職員の出欠簿過去4年間」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年8月3日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「出勤簿（数藤健二に係るもの）（平成28年7月から令和2年7月まで）」（以下「本件書類」という。）と特定した上で、条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年8月19日（同月20日受付）、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年11月2日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため

2 審査請求の理由

県は、本来公開すべき所を黒塗りにしているので、全部出せ。
A勤務の時間を表示しながら、黒塗り部の時間を隠す理由はない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の内容及び理由は、おおむね次

のとおりである。

条例第8条第1号において、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては公開しない（非公開情報）」とされているが、同条第1号ハにより「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」は非公開情報から除外することとされる。

職務に従事しなかったことそれ自体は、職務遂行に係る情報としての一面があると認められるが、個々の職員の休暇の種別、その原因ないし内容や取得状況を示す情報（以下「休暇情報」という。）までもが職務遂行に係る情報であるとは認められない。

以上により、本件請求のうち休暇情報については、条例第8条第1号に該当するため、条例第12条第1項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年11月2日	諮問
令和7年2月20日 第3部会（第17回）	審議
令和7年3月19日 第3部会（第18回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件書類と特定して本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、実施機関が非公開とした部分の公開を求めており、本件請求に係る公文書の特定については争いがないことが認められるため、以下、本件公文書の非公開部分が条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当するか検討する。

2 非公開情報該当性について

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、

生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を、個人の権利利益を保護する観点から、非公開情報として定めたものである。

(2) 条例第8条第1号ハについて

条例第8条第1号ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定され、本号の個人情報から除かれるものとされている。

「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合における当該情報をいうものである。

しかし、公務員等の情報であっても、公務員等の住所、電話番号、健康状態などの個人の属性に関する情報や勤務成績、処分歴などの身分取扱いに係る情報は、本号ハの対象となる情報には当たらない。

(3) 条例第8条第1号ハの該当性について

本件書類は、職員の出勤の記録であり、所属名、職員の勤務形態、職員の氏名及び各日付欄の情報が記載されている。

各日付欄は、出勤した職員本人がシステムで押印したもののほか、出張、休暇の種類及び取得状況、職務専念義務免除など、職員の勤務状況が1日単位で記載されている。休暇の種類は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和40年徳島県条例第20号）において年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び無給休暇と定められており、各日付欄には休暇の種類がわかるように略して記載されている。職務専念義務免除は、研修を受ける場合や健康診断を受診する場合のほか、一定の事由に該当する場合、任命権者の承認により職務専念義務が免除され、職免と略して記載されている。

本件書類に記載の所属名、職員の勤務形態、職員の氏名及び各日付欄の情報のうち出張や職務専念義務免除は、いずれも職員の職務遂行に係る情報と認められる。

休暇の種類は、職員個人の私事に関する情報を含むものであるから、職員の職務遂行に係る情報ではなく、条例第8条第1号ハには該当しない。

以上のことから、本件書類について、条例第8条第1号に該当するとして本件公文書の非公開部分を非公開としたことについての実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理 恵 子	弁 護 士	部 会 長
田 中 里 佳	公 認 会 計 士、税 理 士	
橋 本 正 成	弁 護 士	